（５）出荷・輸送関連施設

①　生産工程の一環として製品の包装・荷造（梱包）を継続して行う施設は生産施設とする。

医薬品の粉体を包装紙に包み、これをびん詰にし、紙箱に詰める施設やビールの瓶詰施設、セメント工場のセメント袋詰施設等は、生産工程の一環としての製品の包装・荷造（梱包）を継続して行う生産施設とする。

②　倉庫、置場に付随して最終の製品を出荷するための施設は生産施設としない。

③　屋外ベルトコンベヤー、輸送用配管等のもっぱら輸送の用に供する施設は生産施設としない。

（６）用役施設

①　受変電施設及び用水施設を除いて用役施設は生産施設とする。

用役施設のうち、主に自家用の電気を発電するために設置される施設（水力、地熱、風力又は太陽光を原動力とするものを除く。）、ボイラー（純水製造設備を含む。）、コンプレッサー、酸素製造施設、熱交換器、整流器等の施設は生産施設とする。

用役施設から除かれる受変電施設とは変電所、開閉所、受電施設等をいい、用水施設とは工業用水の取水・貯水施設、冷却塔、排水施設等をいう。

②　ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設であって規則第２条にいう製造工程等の用以外にもっぱら供されているもの、たとえば、事務所用の空気調節施設（すなわち、ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等。）又は出荷施設や用水施設の用に供されているコンプレッサー、ポンプ等は生産施設としない。ただし、製造工程等の用に一部共用されるボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設は生産施設とする。

また、工場建屋のための空気調整施設は製造工程等の用に供するので生産施設とする。

（７）排煙施設

煙突、煙道等排煙施設は排水施設に準ずるものとし、生産施設としない。

（８）検査所（試験室）

製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所又は試験室は生産施設とするが、独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室は生産施設としない。

（９）修理工場

製造・加工と修理を合わせて行う修理工場は生産施設とするが、当該工場の機器類の修理のための部品の取り換え等（切断又は曲げ等の低次な加工を含む。）によって自らの工場等の生産施設の修理のみを行う修理工場は生産施設としない。

治工具（工場で生産のために使用する治具又は工具）を製造し、併せて生産施設の修理をする工場建屋、あるいは金型製造と修理を併せて行う工場建屋等は生産施設とする。

(10) 公害防止施設

自らの工場における排出物を処理するための施設は公害防止施設とし、生産施設としない。たとえば、重油脱硫施設等はこの意味から生産施設である。しかし、当該施設によって有用成分の回収又は副産品の生産を行う場合は、次の考え方によるものとする。

①　生産工程からの排出物の処理の過程において得た有用成分を自己の主製品の原材料として使用する場合において、次のいずれにも該当するときにおける当該有用成分を原材料として使用するための加工等の用に供される施設は公害防止施設とする。

ア　当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められる事情があること。

イ　当該有用成分を原材料として使用するための加工等を行うことにより、その原材料を他から購入することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

② 生産工程からの排出物の処理の過程において得た有用成分を製品化する場合において、次のいずれにも該当するときにおける当該製品化工程の用に供される施設は公害防止施設とする。

ア 当該有用成分を廃棄することにより公害が生ずる恐れがあると認められる事情があること。

イ 当該有用成分を製品化して販売することによりその有用成分をそのまま廃棄することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

以上の具体例を示すと、クラフトパルプ製造工程における黒液燃焼装置、非鉄金属製錬業における硫酸回収施設は生産施設であるが、発電所における排煙脱硫施設は公害防止施設として取り扱うものとする。

(11) 排水処理施設等

ア 排水処理施設からの排水を再度循環利用する場合であっても、当該排水処理施設は生産施設としない。

イ 工場からのばい塵又は粉塵の防除を行うための集塵施設であって有用成分の回収を行わないものは生産施設としない。

ウ 製造業の用に供するＬＮＧ、ＬＰＧの気化装置は生産施設とする。

エ ガス製造工程におけるコークス炉ガスの脱硫施設は生産施設とする。

オ 高炉ガスからのアンモニア回収施設は生産施設とする。

カ サルファイドパルプ製造工場の廃液濃縮燃焼装置は生産施設としない。

キ アルコール製造工場における蒸留廃液の濃縮燃焼施設は生産施設としない。

ク 製鉄工場、金属製品製造工場における廃酸、廃アルカリ回収施設は生産施設とする。

ケ セミケミカルパルプ、ケミグランドパルプの廃液濃縮燃焼装置は、生産施設としない。

コ 製鉄工場において自家消費するコークス炉ガスを公害防止を目的とする脱硫する施設は、生産施設しない。

(12) 休廃止施設

一時的な遊休施設は生産施設とする。また、廃止された施設であっても撤去されない限り原則として生産施設とする。

(13) 試作プラント

試作品、開拓品等を製造、研究する施設は原則として生産施設から除外するが、当該試作のための施設の規模性能等からみて実稼働プラントに移行する可能性のあるもの、あるいは当該試作品等を販売する場合は、この限りでない。

(14) コントロールハウス

生産機能の集中制御のための建築物は生産施設とする。

(15) 副資材製造工場等

製品の出荷のための梱包材を製造する工場建屋や鋳物用木型又は金型を製造する工場建屋、工場の自家用の生産用機器、工具等を製造する工場建屋はすべて生産施設とする。

(16) 屋外作業場

屋外の作業場（屋外の作業場の作業環境の改善のため、次に掲げる日除け用構造物又は移動屋根によって覆われる作業場を含む。）は生産施設としない。ただし、当該作業場内の生産の用に供する機械又は装置（作業定盤及びクレーンを除く。）は生産施設とする。

① クレーンで吊り上げ移動する、簡易な構造の日除け

② 屋根及び柱を含む一体が軌条上を移動する簡易な構造の移動屋根であって、静止した状態で移動するための軌条間面積の1/3を覆う程度の小規模のもの

(17) 混合、調合施設

単に混合、調合を行う行為でも、生産工程の一環として製品又は半製品を製造するための加工行為であるものは、生産施設とする。たとえば、農薬の混合、無機薬品の混合又は清涼飲料の原液と清涼飲料剤の調合等の施設は生産施設とする。

(18) 技術訓練施設

技術訓練所の訓練施設は生産施設としない。

(19) 季節的に用途が変わる建築物

でんぷん製造や清酒製造のように、生産活動を行う時期が季節的である場合で、工場建屋の用途が季節的に異なる場合でも、生産施設とする。

(20) 冷蔵施設等

冷凍食品を製造するための冷凍施設等生産工程を形成する冷凍施設は生産施設とする。

しかし､でき上がった冷凍食品を出荷又は保存するために冷蔵しておく冷蔵施設は生産施設としない。

(21) 養生施設

コンクリート製品の屋外の養生場は生産施設でないが、屋内で養生を行う場合、当該養生を行う建築物は生産施設とする。

(22) 電気供給業における生産施設

① 発電工程前の原燃料の受入、貯蔵、輸送施設は生産施設としない。ただし、石炭の粉砕機、ＬＮＧの気化装置、レギュレーターは生産施設とする。

② 発電工程を形成する機械又は装置とは、ボイラー本体、再熱器、タービン本体、復水器本体、給水ポンプ、給水加熱器、給水処理装置、ボイラー水処理装置、ボイラーに付属する空気予熱器、蒸気配管、発電機、励磁機等をいい、生産施設とする。

③ 独立した変電施設（主変圧器を含む。)、開閉所、冷却池、冷却塔、取水施設、受電施設は生産施設としない。

④ 原子力発電に係る廃棄物貯蔵施設、核燃料貯蔵施設、淡水源施設（ダム、プール等）は生産施設としない。

⑤ 発電工程を形成する機械又は装置の主要な部分に係る附帯施設として設けられる太陽光発電施設については生産施設としない。

(23) 石炭ガスによるガス供給業の生産施設

ガス製造工程前の原料の受入れ、貯蔵又は輸送の施設である石炭クレーン、貯炭場又はコンベアー等は生産施設としないが、石炭の粉砕機、混合機及びこれに付属した制御室並びにガス製造施設、ガス精製施設、コークス製造施設及びタール精製施設等は生産施設とする。

ア ガス製造施設は石炭ガス発生炉、消火塔及びこれらに付随する空気圧縮機、押出機、制御室、装炭車、消火車、コークガイド車、並びにこれらが設置されている区画内にあるドライメーン等の配管で構成され、生産施設とするが、消火水の沈殿槽（消火用ポンプを含む。)、沈殿粉処理施設は生産施設としない。

イ ガス精製施設は、冷却装置、タール排除器（コットレルを含む。)、ガス排送機、硫安回収施設（硫安飽和器、結晶槽、硫酸計量槽、蒸留塔、分離機、その他の補機類)、スクラバー、脱硫施設、ガス軽油回収施設、熱量調節装置等及びこれらが設置されている区画内にある配管で構成され、生産施設とするが、硫酸タンク、硫安の倉庫、脱硫剤の倉庫、洗浄油受入槽、ガス軽油出荷槽は生産施設としない。

ウ コークス製造施設は炉前ワーク、粉砕装置、ふるい分け装置及び選別装置で構成され、生産施設と

するが、屋外ベルトコンベヤ、出荷用の計量施設等は生産施設としない。

また、ガスホルダー、ガス供給のための出荷用の圧送機、クーラー、付臭施設及び熱量調節施設の出口以降のガスの本管は生産施設としない。

エ　タール精製施設は、ガス液タール分離槽、タール槽、タール蒸留施設及びこれに付随する施設で構成され、生産施設とするが、ガス液槽、ガス液管は生産施設としない。

オ　熱量測定室及びコントロールハウスは生産施設とする。

(24) 原油、ナフサ、ＬＮＧ又はＬＰＧによるガス供給業の生産施設

原油又はナフサによるガス製造の場合の生産施設は、ガス発生器、増熱器、原料加熱炉、蒸気予熱器、熱交換器、廃熱ボイラー、ＣＯ変成装置、脱硫施設、油圧又は水圧等の動力発生装置、制御室、送風機、レリーフホルダー等及びこれらが設置されている区画内にある配管等をいう。

また、ＬＮＧ又はＬＰＧによるガス製造の場合における生産施設は、ガス発生器、熱交換器、制御室及びこれらが設置されている区画内にある配管等をいう。

(25) 熱供給業における生産施設

熱供給業における生産施設は、ボイラー（蒸気ボイラー、温水ボイラー）、ボイラー循環ポンプ、電動駆動冷凍機、蒸気タービン駆動冷凍機、吸収式冷凍機、加圧タンク、蒸気ヘッダー、ホットウエルタンク、給水ポンプ、熱交換機等をいう。

独立した燃料の受入れ、輸送又は貯蔵の施設、灰の搬出、輸送の施設、蓄熱槽及び供給導管等は生産施設としない。

６　生産施設の面積の測定方法

生産施設の面積は原則として投影法による水平投影面積を測定する。

（１）規則第２条第１号の建築物の面積の測定方法

建築基準法施行令第２条第１項第２号の測定方法による。すなわち建築物（地階で地盤面上１ｍ以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離１ｍ以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離１ｍ後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積を測定する。

建築物の一部に製造工程等を形成する機械又は装置が設置されている場合における生産施設の面積は、原則として、当該建築物の全水平投影面積とするが、同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるもの（※）がある場合には、当該床面積を除いた面積とする。

※「同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるもの」

同一建築物内の倉庫等のうち生産施設面積から除くことができる場合を定める基準は、「実質的に倉庫等のために供される建築物であるか否か」にあり、上記の「壁で明確に仕切られている」場合以外でも構造面において明確に区分されている場合は、これを生産施設から除くことができるものと解せられる。

(例)壁の一部に連絡通路の扉のある場合又は壁の一部を連絡配管若しくはコンベアが貫通しているような場合も、壁で明確に仕切られているものとして取り扱ってよい。ただし、同一建築物の天井にクレーンが設置されて吹きぬけとなっており、壁が床から中空までしかないような場合及び移動式カーテンウォール、のれんに類するようなカーテン、つい立て等によって仕切られているような場合は、実質的に別の建築物とはみなされず当該建築物全体が生産施設として取り扱うものとする。

①　同一建築物内の一般管理部門の事務所

同一建築物のうち、生産施設面積から除くことのできる一般管理部門の事務所とは、工場全体の

管理部門の事務所をいい、単に製造部門の現場監督事務所、現場作業事務所等をいうものではない。

② 同一建築物内の原材料又は完成品の倉庫

同一建築物のうち、生産施設面積から除くことのできる倉庫は、原材料若しくは完成品の倉庫であるが、資材倉庫、機器類の倉庫で壁で明確に仕切られている場合は、これに準じるものとする。

③ 同一建築物内の社宅、寮及び病院等

同一建築物のうち、社宅、寮、病院、休憩所、更衣室及び便所については壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものは、生産施設面積から除くものとする。

④ 二階建以上の建築物

１階が倉庫で２階に生産施設がある建築物等について、当該建築物のいずれかの階に生産施設が設置されていれば、当該建築物は生産施設である。したがって、当該建築物の水平投影面積を生産施設面積とする。

（２）規則第２条第２号のプラント等の屋外の生産施設の面積の測定方法

屋外にある生産施設の面積は、原則として、水平投影図の外周によって囲まれる面積とする。（原則として地盤面上１ｍ未満の基礎部を除く。）その場合、面積を測定する図面は、工場の建設計画の段階で製造工程を形成する機器類等の主要施設の配置を明らかにした図面（通称プロットプラン図）を用いるものとする。

水平投影図の外周のとり方等は次によることとする。

① 塔、槽等の機器類又は装置の面積の測定方法

ア 塔、槽等の機器類又は装置の架台がある場合には、架台の投影面積又は機器類若しくは装置の水平投影面積の大きい方とする。

イ 架台のない場合には、機器類又は装置の断面積とする。ポンプ、圧縮機のように投影図の断面が複雑な場合には、基礎の床面積をもって投影面積とする。

② パイプの面積の測定方法

製造装置の設置されている区画（※）内にあるパイプは生産施設とする。

ア パイプラックに乗っているものについては、パイプラックの当該区画内に係る長さにラック幅を乗じたものを水平投影面積とする。

なお、配管トラフについては、トラフの上にふたがない限りパイプラックと同じ扱いとする。

イ 製造装置の設置されている区画内の独立した塔、堅型ドラム、熱交換器等の機器又は装置（タンク、横型ドラム、加熱炉を除く。）のまわりの付属配管の水平投影面積は、独立した塔、堅型ドラム、熱交換器等の機器類又は装置の水平投影面積の合計に等しいものとする（すなわち、独立した塔、堅型ドラム、熱交換器等の機器類又は装置については、それらの投影面積の合計を２倍した面積で、まわりの付属配管の面積を含めたものとする。）。

ウ その他の配管についても、原則として水平投影面積とする。

※製造装置の設置されている区画とは、製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置（主要な部分に係る付帯施設であって周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。）が設置されている独立の区画（その周辺が道路等で明確に区分されているもの）をいう。この場合、製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置とは、例えば、石油化学工業においては、エチレン製造装置、ポリエチレン製造装置、エチレンオキサイド製造装置、クメン製造装置、アセトン、フェノール製造装置、ブタジエン製造装置、ＳＢＲ製造装置、ＢＴＸ製造装置、ボイラー等をその単位として考えるものとする。

また、石油精製業においても、常圧蒸留装置、減圧蒸留装置、分解装置、水素製造装置、改質装置、脱硫装置、ボイラー等をその単位として考えるものとし、その他の装置型の製造業の場合もこれに準ずるものとする。

また、それぞれの製造装置をコンパクトに集中させており、必ずしもそれぞれの製造装置ごとに区

画がなく、まとまった複数の製造装置で一体の区画がある場合には、その一体の範囲を１つの区画として扱う。

（例１）製造装置の区画内の生産施設面積の測り方の例

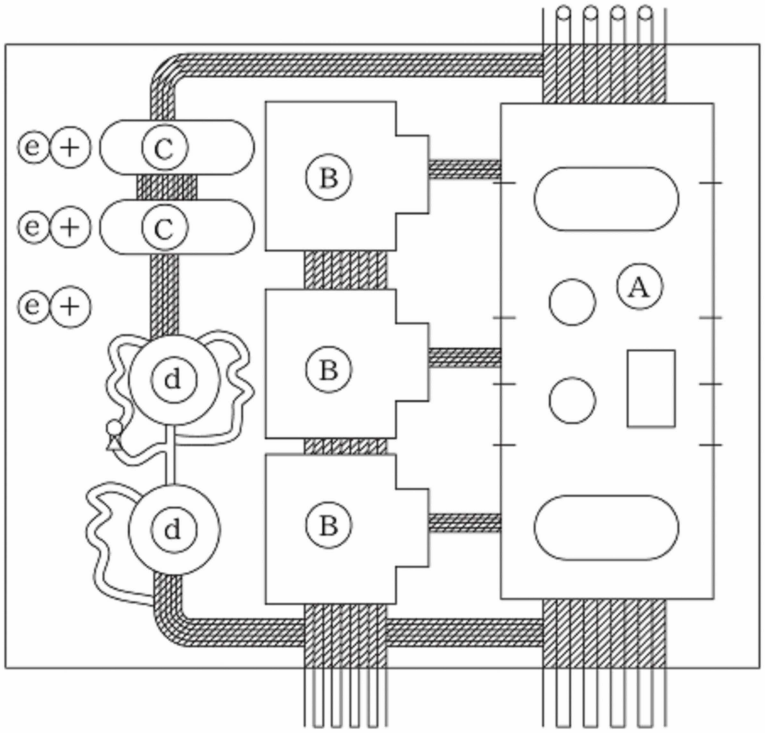

①架台に乗っている装置については架台の水平投影面積とする。
②加熱炉Ｂ横型ドラムＣタンクｅは水平投影面積を測定する。
③②以外の独立の塔、槽等の機器類又は装置であって附属配管を伴うものは、本体の塔、槽等の水平投影面積を２倍して、附属配管の面積を含めたものとする。
④パイプの面積は▨の部分の面積を測定する。
⑤製造装置の区画内にあっても最終製品タンク等の非生産施設の面積は当然除く。

③　風力発電設備の生産施設面積の測定方法

水平軸型風車の風力発電設備（風車及びその支柱）の生産施設面積は、次により算出する。

生産施設面積＝発電機等収納筐体（ナセル及びハブキャップ等）の水平投影面積＋動翼の最大水平投影面積（ただし、発電機等収納筐体と重なる部分の面積を除く。）＋支柱の水平投影面積（ただし、発電機等収納筐体と重なる部分の面積を除く。）

（注）　「動翼の最大水平投影面積」とは、動翼全体の水平投影面積が最大となる状態にしたときの水平投影面積をいう。

7　緑地

緑地とは、規則第３条に規定する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設をいうが、

①　樹木（(1)）が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの（(2)）や、

②　低木（(3)）又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設をいう。

（１）樹冠

樹木の梢頭を構成している一段の枝葉をいう。

（２）工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの

規則第３条第１号に規定する「工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの」とは、原則、次の①かつ②に適合するものとする。

①　定期的に整枝・剪定等手入れを行い、工場等の周辺の地域の生活環境を損なうものでないこと。

②　大気の浄化、騒音の防止、防災、保安並びに飛砂及び風塵の防止等に資するものであること。

（３）高木及び低木

「低木」とは、灌木ともいい、高木以外の樹木であり、高木に比べて樹高が低く、幹と樹冠の区別が不明で数本の幹を生ずるのが普通である。

「高木」とは、喬木ともいい、一般に木質多年生で、単一の主幹をもち、幹と枝の区分が明らかであり、直立して成長し、成木に達したときの樹高が概ね４メートル以上の樹木をいう。

樹の高さを４メートル以上としたのは、一応の目安をつけるために定めたもので、気候、土壌条件等によっては４メートルに達しない場合もあり得る。

高木、低木の区別については、以下を参考にされたい。

①　苗木は、植栽時は樹高が４メートルに達しないものでも、樹種が高木であれば、高木とする。

②　樹種が高木であっても、生垣等として低く刈りこんで使用する場合には、低木とする。

③　蔓もの（フジ、バラ等の幹が直立せず他の樹木又は構築物によりかかったり、地上を蔓状にはうもの）は低木とする。

（４）地被植物（除草等の手入れがなされていないものに限る。）

地被植物とは、低小の草本、潅木の類で地表を被って生育するものをいい、種類をいうのではなく、用い方による分類である。

除草等の手入れがなされているとは、植物の生育上又は緑地としての美観上良好な状態に維持管理がなされていることが必要であることをいい、手入れの種類、ひん度を義務づける趣旨ではない。

地面や壁面等にコテイ固定されており、容易に移設することができない苗木床及び花壇と、

いわゆる雑草地であっても、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理さているものは緑地とする。

ゴルフ場等で芝、樹木で被われているもの及び高圧線下の芝その他の地被植物で被われているものは緑地とみなす。

野菜畑、温室、ビニールハウスは緑地としない。

（５）樹木の植栽方法（植栽密度）

樹木の植栽方法は、区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体が緑地と認められるように、当該区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体に平均的に植栽しなければならない（例１参照）。

平均的に植栽しない場合（区画された土地又は建築物屋上等緑化施設の一部にまとめて植栽する場合等）は、裸地の部分を除いて、残りの植栽部分を実質的に区画された土地又は建築物屋上等緑化施設ととしなければならない（例２参照）。

（例１）平均的に植栽されている場合　（例２）平均的に植栽しない場合

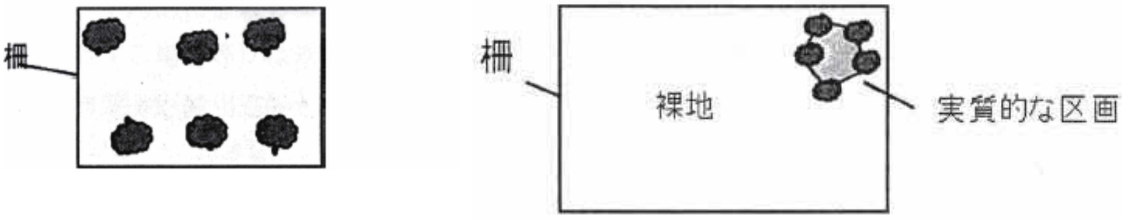

平均的に植栽しているものの（樹木を区画の四隅にのみ植栽している等）、樹木を適当な間隔で植栽しない場合は、区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体を緑地とはみなさず、裸地の部分を除いて、残りの植栽部分を単独の樹木等として取り扱う。

（６）樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合

樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合（屋上庭園、パイプの下の芝生、藤棚の下が広場又は駐車場になっている場合又は太陽光発電施設が重複する場合等）にあっては、当該重複部分は緑地とする。（重複緑地）

ただし、樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と生産施設が重複する場合、当該重複部分は生産施設としても取り扱う。

※上記の重複緑地、建物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の25の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に参入することはできません。

工場緑化用樹木樹生一覧表（参考）

区分				例 ＼ 時期	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
高木	常緑樹	針葉樹		アカマツ クロマツ ヒバ、ヒノキ スギ、カヤ												
		広葉樹		クス、ヤマモモ マキ、カシ タイザンボク												
				マチバシイ シイ、ツバキ												
				モクセイ、ネズミモチ、モクコク、モチ												
		ヤシ類		カナリーヤシコ、スヤシ												
		タケ類		シュロ 竹　類												
	落葉樹	針葉樹		落葉松 メタセコイヤ 落羽松												
		広葉樹	普通	サクラ、ヤナギ モクレン アオキリ プラタナス ウメ												
			移植ニ強イ	イチョウ												
			暖地性	ザクロ、サルスベリ、センダン、イチヂク												
灌木・株物		針葉樹		キャラボク タマネブキ ソナレ												
		常緑樹		カカツバキ ツツジ クチナシ チンチョウゲ												
		落葉樹		コキヤナギ レンギョウ コデマリ ハギ												
高麗芝植付																

備　考

最適期

中適期

不適期　を示す。

8　緑地の面積の測定方法

（１）緑地の面積の測定方法

樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、さく、置石、へい等により区画されているものについては、当該土地又は建築物屋上等緑化施設の区画を緑地面積として測定する。

（２）区画されていないものの取扱い

次の場合は実質的に区画されているものとして扱い、次のようにして測定する。

①　樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、さく、置石、へい等により区画されていないものについては､外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積を緑地面積として測定する(例１参照)。

②　一列並木状の樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、さく、置石、へい等により区画されていないものについては、当該樹木の両端の樹木間を並木に沿って測った距離に１メートルを乗じて得た面積を緑地面積として測定する（例２参照)。

（３）単独の樹木の取扱い

単独の樹木については、当該樹冠の水平投影面積を緑地面積として測定する（例３参照)。

また、植栽が平均的でない等、面積として算定する範囲が明確でない場合も個々の樹木を単独の樹木として取り扱うものとする。

（例１）

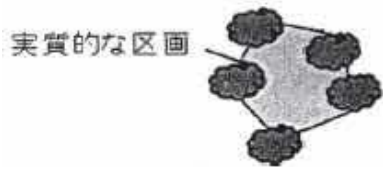

（例２）

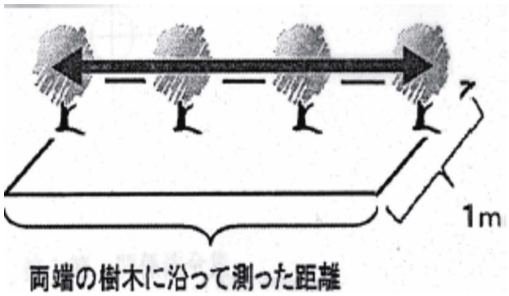

（例３）

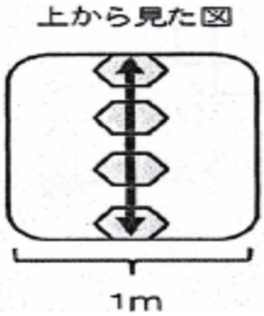

（４）低木又はその他の地被植物の取扱い

低木又はその他の地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積については、当該表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積を緑地面積として測定する。

（５）緑地以外の環境施設が樹林地で囲まれている場合の取扱い

緑地以外の環境施設が樹木の生育する緑地（地被植物の緑地は該当しない。）で囲まれており（例４、例５参照)、かつ緑地の面積が緑地以外の環境施設の面積の２倍程度以上ある場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて７①（27Ｐ参照）に適合する場合は、緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定する。

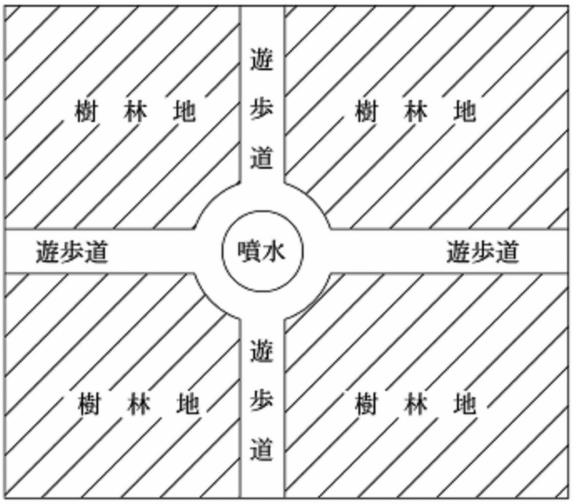

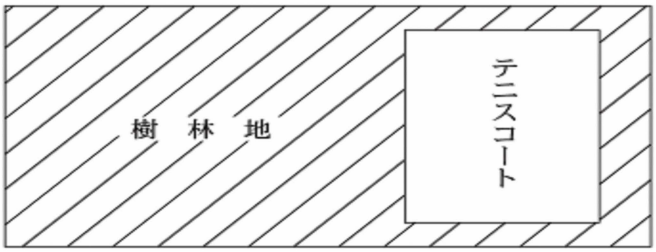

（６）樹木と芝の混合した緑地の取扱い

樹木と芝の混合した緑地の測定方法は次のとおりとする。

ア　芝生の中に樹木が生育している区画された土地又は建築物屋上等緑化施設（例６参照）が７①及び７②（27Ｐ参照）の両方に適合する場合は、当該区画された面積を測定するものとし、区画された面積の２倍とはならない。

イ　区画された土地又は建築物屋上等緑化施設の中に芝生と樹木が混在している場合で、例２、例３のような場合にあっては、樹林について植栽の状況に応じ（２）又は（３）のいずれかの方法で測定する。（例参照）

（例２）平均的に植栽しない場合

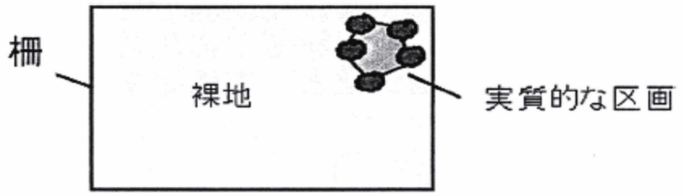

（例３）平均的に植栽しているものの、区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体を緑地とはみなさない場合

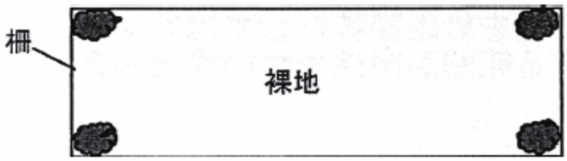

（例）実質的な区画内及び個々の芝生地を緑地面積として算定する場合

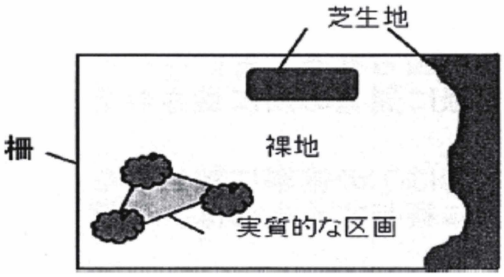

（７）法面の取扱い

法面（斜面）を緑化した場合の緑地の面積は法面（斜面）の水平投影面積を測定するものとする。

（８）壁面緑地の測定方法

建築物その他の施設の直立している部分（直立壁面）において緑化施設を設置した場合の緑地の面積は、緑化しようとする部分の水平延長に1.0メートルを乗じた面積とする。ただし、傾斜した壁面においては、緑化しようとする部分の水平投影面積とする。

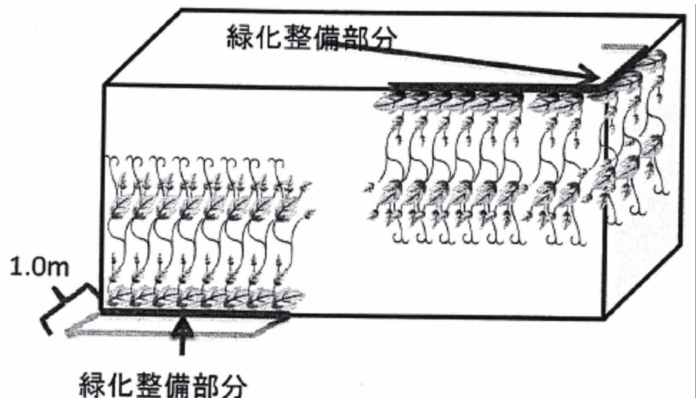

９　緑地以外の環境施設

緑地以外の環境施設とは、規則第４条に規定する区画された土地又は施設をいう。

（１）緑地以外の環境施設の判断基準

緑地以外の環境施設の判断基準は、次の５つのうち、一つを満たすこととする。

①　オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること。

②　一般の利用に供するよう管理されていること（※）等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること。

③　災害時の避難場所等となることにより、防災対策等が推進されること。

④　雨水等の流出水を浸透させる等により、地下水の涵養が図られること。

⑤　規則第４条に規定する太陽光発電施設であって、実際に発電の用に供されるものであること。

したがって、たとえば、水流であっても単なる排水溝は①の基準に該当しないが、防火用の貯水池でも周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものは、環境施設とする。

※（例）一般の利用に供するよう管理されることの判断基準

上記②にいう「一般の利用に供するよう管理されること」とは、例えば、以下の要件を満たすことを基準とすることも考えられる。

①　１週間に２日以上地域住民等が利用できるよう管理されていること。

②　当該施設の概要（教養文化施設のうち企業博物館及び美術館にあっては、収集し、保管し、及び展示している資料の名称並びにその資料が歴史的、文化的に価値がある旨の説明を含む。）、利用方法、利用可能日時等を規定した利用規程等が広く一般に周知されていること。

③　地域住民等の利用状況が確認できるよう利用者名簿が具備され、その記録が一定期間保管されていること。

④　当該施設の利用が原則として無料であること（ただし、施設の維持管理のため必要な金額を利用者に負担させることについては、当該工場が立地している地域においては、地方公共団体（公社、事業団その他公的機関を含む。）が設置している類似の公的施設に係る同種の利用料と比較して低額であることを条件に例外的に認める。）。

（２）修景施設

噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等の施設をいう。

（３）屋外運動場

野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、スケート場、すもう場等で屋外にあるもの（これらに附属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。）をいう。

（４）広場

単なる空地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいう。

（５）屋内運動施設

体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等（これらに附属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。）をいう。

（６）教養文化施設

企業博物館（名称の如何にかかわらず、製造業等に関する歴史的、文化的価値のある資料を豊富に収集し、保管し、及び展示している施設をいう。）、美術館、ホール（音楽又は演劇等に利用する施設で音響設備、観覧席等が整備されているものをいう。）等であって、教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるものをいう。

したがって、主に販売を目的に自社製品を展示している施設、単に絵画を展示している通路等は教養文化施設としない。

（７）雨水浸透施設

浸透管（浸透トレンチ）、浸透ます（雨樋等といった雨水を通すためだけのものは除く。）、浸透側溝、透水性舗装が施された土地等をいい、これらのうち、環境施設とは、雨水を集めて地下に浸透させ、雨水の流出を抑制することにより、地下水源の涵養、浸水被害の防止、合流式下水道の越流水による汚濁負荷の削減等に資することが目的とされ、かつ、設置される地域の特性（設置場所の地形、地質、土地利用等の諸条件を含む。）から見てその効果が十分見込まれるものをいう。

（８）太陽光発電施設

規則第４条でいう太陽光発電施設とは、太陽電池、太陽電池装置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置をいう。

同条第２項でいう太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋上に設置されるものとは、建築物等施設の屋上又は壁面に設置される太陽光発電施設をいう。

（９）調整池

雨水等の流出水を一時的に貯留するための調整池は、美観等の面で公園的な形態を整えているものであれば環境施設とする。

(10) 野菜畑

野菜畑は緑地以外の環境施設とする。

(11) 駐車場

駐車場は環境施設としない。藤棚の下が駐車場になっている場合は、当該重複部分は緑地する。

10　緑地以外の環境施設の面積の測定方法

緑地以外の環境施設の面積は、次のように測定する。

（１）緑地以外の環境施設は、さく、置石、へい等で区画された土地又は施設の面積（規則第４条に規定する屋内運動施設、教養文化施設及び太陽光発電施設にあっては、投影法による当該建築物の水平投影面積。同条に規定する雨水浸透施設で地中に埋設されるものにあっては、当該施設が地表に出ている面積。）を環境施設面積として測定する。

（２）クラブハウス、研修所等（福利厚生施設をいい、食堂、休けい所を含む。）であって、周辺の地域の生活環境の保持に特に寄与するものと認められないものは、緑地以外の環境施設ではないが、緑地その他の環境施設に附置され一体をなしている場合（具体的には環境施設に、体育館、クラブハウス等が囲まれているか、又は接している場合で、環境施設の面積が体育館、クラブハウス等の面積の５倍程度以上である場合）には、体育館、クラブハウス等の面積は、緑地以外の環境施設の面積として測定するものとする。

（例）

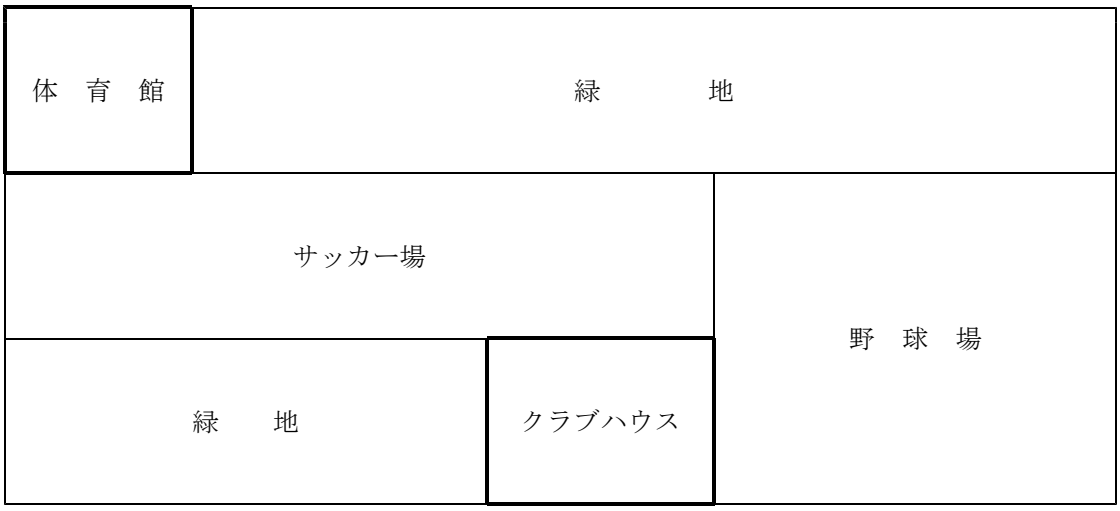

11　緑化工事の終了時期

緑地と緑地以外の環境施設の設置（緑化）工事の終了時期は、原則として、緑地の設置届と同時に届け出た生産施設の運転開始時までとする。

ただし、次のような場合で環境施設の設置工事の日程、内容が適切であり、かつその実施が確実であると認められる緑化の計画に従って緑化工事が進められる場合はこの限りではない。

（１）生産施設の運転開始までの期間がごく短期である場合

（２）樹木の植栽適期が生産施設の運転開始時までに到来しない場合

（３）植栽地盤の改良工事に長期間を要する場合

なお、既存工場の敷地を買い増した場合は、その後の生産施設の変更を行う時に準則上必要な緑地を、原則として当該変更に係る生産施設の運転開始時までにつくるものとする。

既存工場以外の工場（新設工場）において、新たに敷地を買い増した場合には、可及的速やかに準則に適合するような緑地を設置するものとする。

12　環境施設の配置

環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合が 100分の15以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。(準則第４条)

環境施設を敷地面積の25％以上確保するだけでは、周辺の生活環境へ積極的に貢献するという観点からみれば不十分で、外部環境と生産活動とを空間的に遮断するためには、工場敷地の周辺部に緑地帯等の環境施設を重点的に配置する必要がある。

また、その配置の仕方については、周辺の土地の利用状況等を勘案して、適切に行う必要がある。

そこで準則第４条においては、敷地面積の15％以上に相当する面積の環境施設（企業立地促進法第10条第1項の規定に基づき準則が定められた場合であって、当該準則に規定する環境施設面積率が15％未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設）を、工場敷地内の周辺部にその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うことを定めたものである。

（１）敷地の周辺部とは、敷地の境界線から、対面する境界線までの距離の１／５程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分をいう（例１、２参照)。

したがって、この部分に、敷地面積の15％以上に相当する面積の環境施設を配置する必要がある。

（例１）

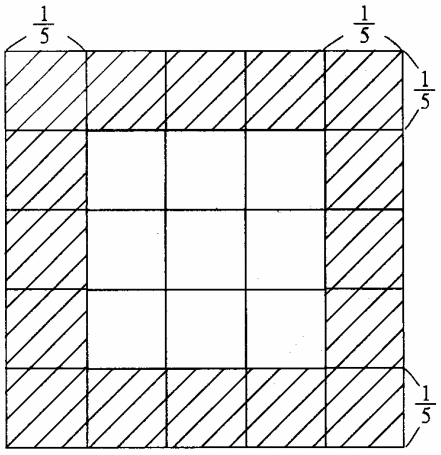

（例２）

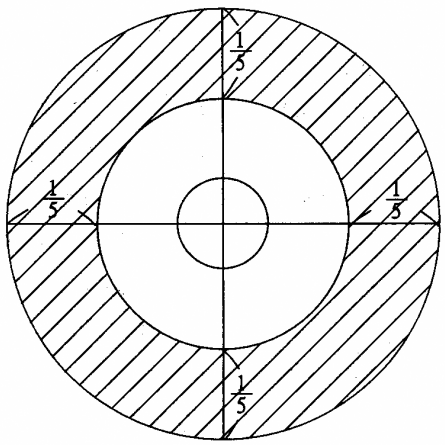

（２）「準則第４条に規定する周辺の地域の生活環境の保持に最も寄与するように」とは、住宅、学校、病院等の施設が存在する方向に集中的、重点的に環境施設を配置して環境施設の遮断帯としての機能を最も効果的に発揮させるようにということである。

なお、敷地境界線と環境施設との間に、生産施設が設置されている場合は原則として生活環境の保持に寄与していないものとみなす。

第４　様式集

番号	様式名	届出書類等の名称	ページ
1	様式第１	特定工場新設（変更）届出書	３７
2	様式Ｂ	特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書 特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（記載例）	３８ ３９
－	－	委任状（記載例）	４１
3	別紙１	特定工場における生産施設の面積 特定工場における生産施設の面積（記載例）	４２ ４３
4	別紙２	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置（記載例）	４４ ４５
5	別紙３	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	４７
6	別紙４	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	４８
7	様式例第１	（特定工場の）事業概要説明書 （特定工場の）事業概要説明書（記載例）	４９ ５０
8	様式例第２	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図	５１
9	様式例第３	特定工場用地利用状況説明書	５２
10	様式例第４	特定工場の新設等のための工事の日程 特定工場の新設等のための工事の日程（記載例）	５３ ５４
11	参考資料１	特定工場における建築面積、生産施設面積、緑地及び環境施設面積一覧表	５６
12	参考資料２	生産工程図	５７
13	様式第３	氏名（名称、住所）変更届出書	５８
14	様式第４	特定工場承継届出書	５９
15	－	特定工場廃止届出書	６０
－	－	特定工場新設（変更）届出の修正について	６１

※　上記番号１～１５の様式は、北海道のホームページ「工場立地法の届出」からワード形式によりダウンロードすることができます。

様式第１

特定工場新設（変更）届出書

令和　　年　　月　　日

○○（市町村）長　○○○○　　様

届出者
住所
名称

（担当者）

電話

工場立地法第６条第１項（第７条第１項、第８条第１項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第３条第１項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所			
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）			
3	特定工場の敷地面積	変更前		㎡
		変更後		
4	特定工場の建築面積	変更前		㎡
		変更後		
5	特定工場における生産施設の面積			別紙１のとおり
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置			別紙２のとおり
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置			別紙３のとおり
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用			別紙４のとおり
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等		
		施設の設置工事		

※整理番号		※備考	
※受理年月日			
※審査結果			

（注）届出者の欄には「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を、（担当者）の欄には、「職氏名、電話番号」をそれぞれ記入のこと。
　標題に該当する条項に下線を引くこと。

様式Ｂ

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書

令和　　年　　月　　日

○○（市町村）長　○○○○　　様

住所
届出者
名称

（担当者）

電話

工場立地法第６条第１項（第７条第１項、第８条第１項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第３条第１項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第１項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所			
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）			
3	特定工場の敷地面積	変更前	㎡	
		変更後		
4	特定工場の建築面積	変更前	㎡	
		変更後		
5	特定工場における生産施設の面積			別紙１のとおり
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置			別紙２のとおり
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置			別紙３のとおり
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用			別紙４のとおり
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等		
		施設の設置工事		

※整理番号		※備考	
※受理年月日			
※審査結果			

（注）届出者の欄には「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を、（担当者）の欄には、「職氏名、電話番号」をそれぞれ記入のこと。
標題に該当する条項に下線を引くこと。

記載例

様式Ｂ

該当する方に線を引く　　短縮申請しない場合は抹消

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

令和　３年　６月　１　日

○○（市町村）長　○○○○　　様

届出者　住所　○○県○○市○○－２－３２
名称　○○○工業株式会社
代表取締役　○○○○

①参照

（担当者）　○○○工業株式会社
○○工場総務課　○○○○
電話（×××）－×××－××××番

実務担当者（質疑応答できる人）を記入

備考７参照

工場立地法第６条第１項（第７条第１項、第８条第１項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第３条第１項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第１項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所	〒○○○-○○○○　○○○市○○町○○丁目○○番　○○○○工場		
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつて は加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業 に属するものにあつては特定工場の種類）	半導体集積回路		
3	特定工場の敷地面積　②参照	変更前	５２，５６４	㎡
		変更後	５５，５６８	
4	特定工場の建築面積	変更前	６，８９２	㎡
		変更後	７，３５２	
5	特定工場における生産施設の面積	別紙１のとおり		
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙２のとおり		
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙３のとおり		
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙４のとおり		
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日 ―――― 備考５、③参照	造成工事等		
		施設の設置工事	平成17年7月17日	

※整理番号		※備考	
※受理年月日			
※審査結果			

（注）届出者の欄には「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を、（担当者）の欄には、「職氏名、電話番号」をそれぞれ記入のこと。
標題に該当する条項に下線を引くこと。

備考（様式第１及び様式Ｂ共通）

１　※印の欄には、記載しないこと。

２　６欄から８欄について、規則第４条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第３条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。

３　法第６条第１項の規定による新設の届出の場合は、１欄から９欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は７欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしない場合は８欄を除く。）に記載すること。

４　法第７条第１項又は一部改正法附則第３条第１項の規定による変更の届出の場合は、１欄から９欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は７欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしない場合は８欄を除く。）に記載するとともに、２欄から６欄まで及び８欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

５　法第８条第１項の規定による変更の届出の場合は、１欄及び９欄に記載するとともに、２欄から６欄まで及び８欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

６　９欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあつては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあつては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。

７　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。

注①　代理人が届け出る場合は、下記のとおり２段書きすること。また、代表者の委任状を添付すること。なお、印鑑は、代理人のものを使用することができる（Ｐ３９参照。）。

○○県○○市○○町○○番地
　○○○工業株式会社
　代表取締役社長　○　○　○　○

代理人
　北海道○○市○○番地
　○○○工業株式会社　○○工場
　　○○工場長　　○　○　○　○

②　敷地面積、建築面積は、小数点以下を切り捨てること。なお、他の様式等における生産施設面積、緑地及び環境施設面積についても同様とする。

③　９欄では、敷地面積の増減のみの変更の場合は、「造成工事等」の欄に記入する。

【実施制限期間短縮の申請】

実施制限期間の短縮は、届出の審査を行う者が認めるものであって、届出者が勝手に短縮することはできません。

新設、変更の届出をしようとする者が併せて実施制限期間の短縮の申請を行う場合は、様式Ｂによる「届出及び期間短縮申請書」を提出する必要があります。

現在、準則に適合している等一定の要件を満たしている場合には、実施制限期間90日を最大30日まで短縮する運用がなされています。～４Ｐ参照